

この基本構想(案)は小出病院等ワーキングチーム会議において作成されたものです



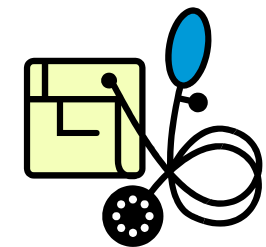
(仮称)魚沼市民保健医療センター基本構想(案)

2007.02.27

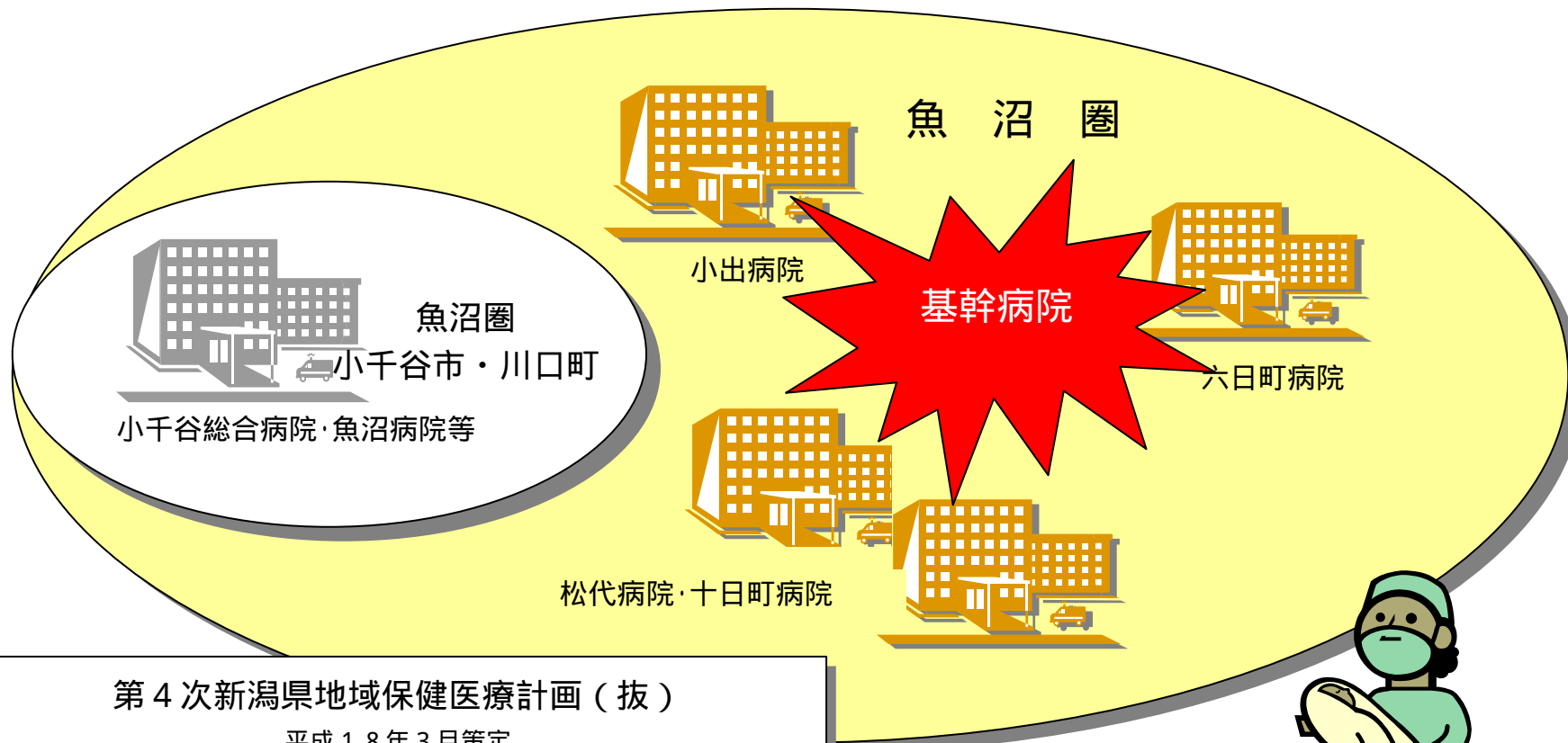
小出病院等ワーキングチーム会議
医師・市職員による意見交換会

目 次

- 二次保健医療圏の見直し ……1
- 医療機能の差引イメージ図 ……2
- 魚沼市における医療機関等の再編・統合？ ……3
- 仮)魚沼市民保健医療センター基本構想(基本理念) ……4
- 保健医療センターの機能・規模 ……5
- 保健医療センターの経営母体の検討 ……7
- 基本構想レイアウト図 ……9
- 今後、検討すべき課題(懸案事項) ……10



二次保健医療圏の見直し



第4次新潟県地域保健医療計画（抜）

平成18年3月策定

小千谷市・川口町

中越大震災の復旧復興や魚沼地域の基幹病院構想の進捗状況を見ながら平成20年度に再度見直しを行うこととしています。



医療機能の差引イメージ図

魚沼基幹病院(仮称) (地域医療支援機能等)



ヘリポートの設置



県立小出病院 + 県立六日町病院 + 高度医療 + 救命救急 -
(一般初期医療 + 慢性期・回復期医療) 基幹病院の姿

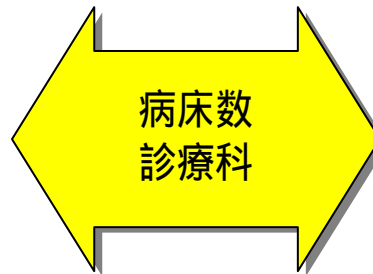
救急隊の基幹病院常設 (消防隊と救急隊の分離)

< 病院機能 >

現小出病院の機能

- 二次医療 (急性期医療)
- + 休日 (準) 夜間救急医療
- + 健康増進センター (新設)
- + 健診センター (新設)

故に; 新しい小出病院
(保健医療センター)



病床数
診療科

連携・機能調整

現六日町病院の機能

- 二次医療 (急性期医療)
- + 健診機能等

故に; 新六日町病院?

魚沼市における医療機関等の再編・統合？



この問題は、現状の医師不足や医療の重点化、集約化の現状を踏まえるとき、避けて通れない重要な課題です！

市内の公立病院群・診療所・健康保健センター

訪問リハビリ・在宅医療



統合・再編

訪問リハビリ・在宅医療



医療センター（新設）
（外来診療、回復期・慢性期医療）
健康増進センター（新設）
健診センター（新設）



(仮)魚沼市民保健医療センター基本構想

基本理念

新たな病院づくりに向けて（経営の理念）

- ・市民の笑顔が溢れるやさしい病院をめざします。
- ・市民の健康を支える確かな医療を提供します。
- ・市民に信頼され、市民に期待される質の高い医療を提供します。



機能を充実するために（運営の理念）

- ・魚沼基幹病院(仮称)や市内の医療機関と連携を密にしながら、効率的な医療提供体制を構築します。
- ・少子高齢社会や医療ニーズの変化、市民の要望に柔軟に対応できる病院づくりをすすめます。
- ・元気で明るい暮らしを支える健康増進センターを併設します。
- ・地域が、市民が、患者が医師を育て、地域医療を志す医師の研修センターとしてその機能を高めます。

保健医療センターの機能・規模

診療部門（医療センター）

病床数

一般病床として、100床程度とする

診療機能等

- 一般初期医療 ●慢性疾患医療 ●透析医療 ●リハビリテーション医療
- 休日（準）夜間一次救急医療 ●へき地医療
- 在宅訪問診療機能 ●地域医療・総合診療研修機能

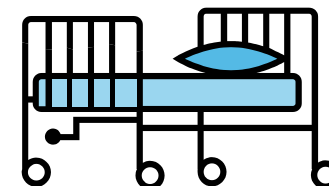
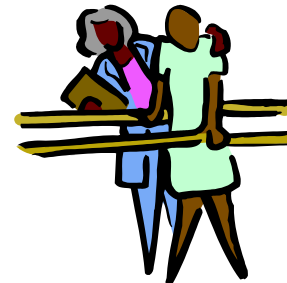


外来診療科目と医師数

診療科目	常勤医師	非常勤医師	計
内科	4	2	6
整形外科	1	1	2
小児科	1	0	1
産婦人科	2	-	2
眼科	-	1	1
総合診療科	2	-	2
リハビリ科	1	-	1
精神科	-	1	1
泌尿器科	-	1	1
計	11	6	17

- ・内科の常勤医師内訳；透析2、消化器1、呼吸器1
- ・非常勤医師は魚沼基幹病院の派遣医師

医師と協同して医療を提供する検査技師・放射線技師・薬剤師・理学療法士・管理栄養士などコメディカル・スタッフの確保に努めるものとする。

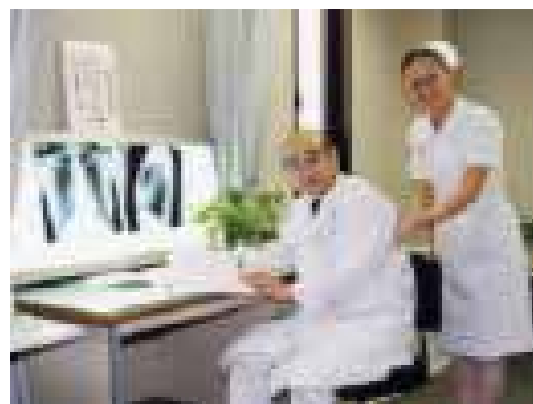


健診部門（健診センター）

職域健診

特定健診

人間ドック



健康増進部門（健康増進センター）

2.5 M 温水プール

フィットネス・スタジオ

フィットネス・ジム

入浴・シャワー施設

談話室、指導室、会議室等々

注意；使用している写真は、実際のものとは関係ありません。

保健医療センターの経営母体の検討

経営母体となる組織のあり方として



1. 社会医療法人による検討

医療分野においても、官から民への流れをつくるために、従来は公立病院が担っていた医療を民間の医療法人が担えるように、新たな制度として社会医療法人制度が創設された。各自治体病院等の公的医療機関が赤字経営を続け、もはや限界となってきたことから、その受け皿づくりとして創設された新たな医療法人の類型である。

この社会医療法人は、小売業やサービス業などの収益事業ができるほか、福祉と連動した医療サービスが提供できるように、有料老人ホームや障害者施設、保育所などの兼営も可能となっている。

本制度は、定款などで解散時の残余財産を国などに帰属させる旨を定めるなどの一定の公的要件を備えた医療法人を社会医療法人として認定し、これまで主として公的医療機関が担ってきた小児救急医療や僻地医療などを行うことを義務づける一方で、収益事業などを行うことを認めることにより、医業経営の安定化を促し、地域において必要とされる医療を安定的に提供する仕組みとして創設されている。

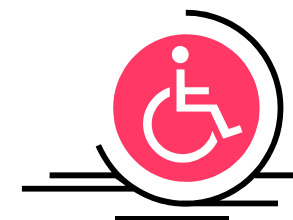
また、社会医療法人となるためには都道府県の認可が必要であり、平成19年4月1日から施行される。

2. その他の経営形態による検討

魚沼市による直営方式

一部事務組合方式

民間医療法人等による指定管理者の導入や経営移譲などによる公設民営方式



保健医療センターが持続可能な地域医療の担い手となるために

魚沼市の役割（ハード面）

- 1．アクセス道路の改修・整備
- 2．周辺環境の整備

魚沼市の役割（ソフト面）

- 1．経営母体への参画
- 2．経営母体の設立のための事務支援
- 3．経営母体の運営費助成
- 4．医師等の医療スタッフ確保対策
- 5．休日・（準）夜間一次救急体制の確保

新潟県による支援（ハード面）

- 1．県立小出病院の土地・建物の無償譲与
- 2．老朽施設の解体・撤去
- 3．医療センターの建設
- 4．健康増進センターの建設
- 5．腎透析センターの移築、西病棟の改修

新潟県による支援（ソフト面）

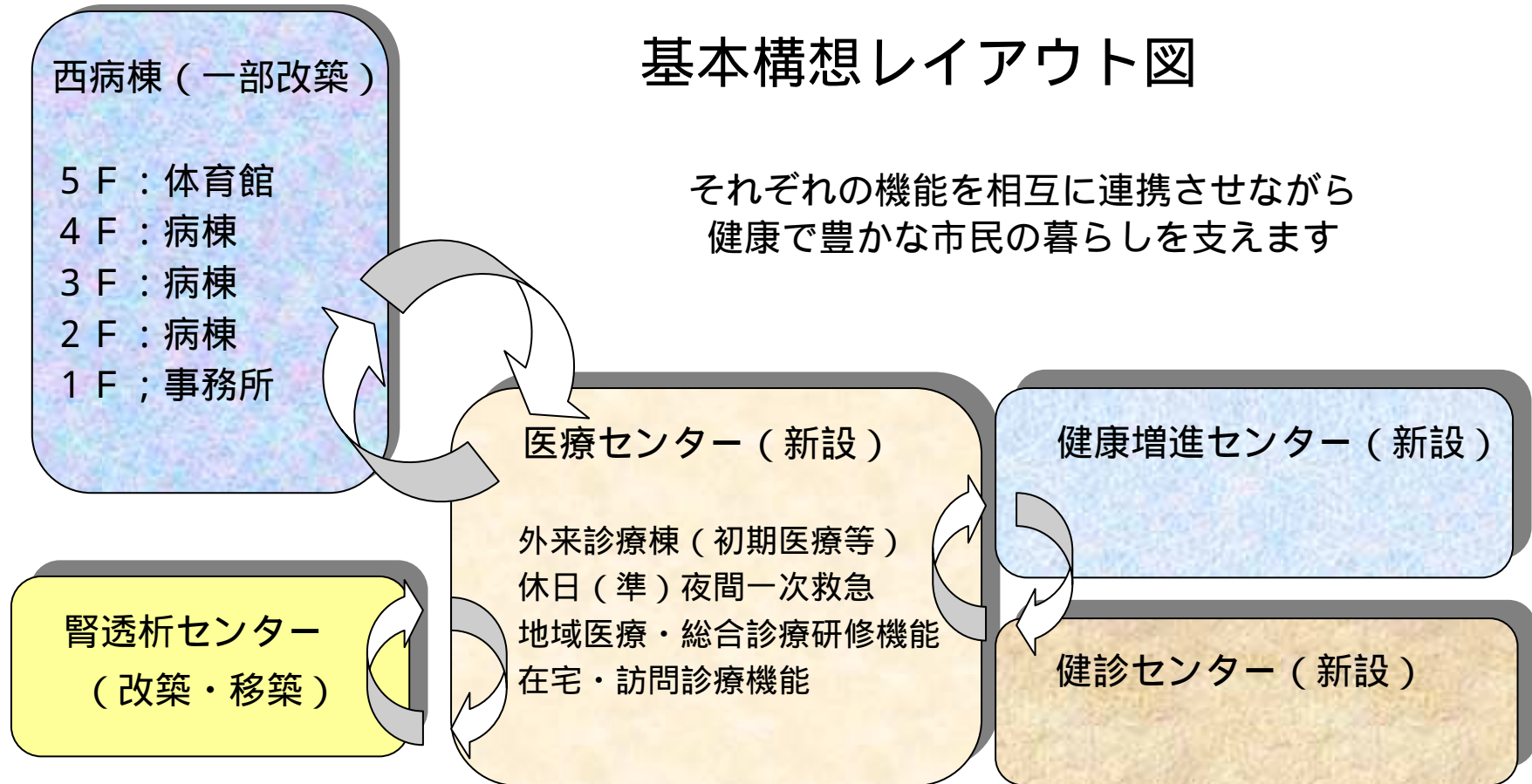
- 1．医師派遣システムの構築と医師派遣
- 2．経営母体の設立指導
- 3．医療センターの開業資金の助成
- 4．医療センターに係る運営費助成
- 5．夜間一次救急体制

保健医療センターの設立

- 1．（仮）魚沼市民保健医療センターを運営することを目的として、魚沼市や公益法人等からなる社会医療法人の設立をめざす。また、公募債（有価証券）を発行し、法人や一般市民などから広く資金を調達する。
- 2．本社会医療法人は、医療センター及び健康増進センターを運営する。

基本構想レイアウト図

それぞれの機能を相互に連携させながら
健康で豊かな市民の暮らしを支えます



今後、検討すべき課題（懸案事項）

市立堀之内病院、守門・入広瀬診療所を含めた医療資源の再編のあり方

医療スタッフの確保対策、不足診療科の充足のあり方

基幹病院（新潟県）や六日町病院等（南魚沼市）との連携・協力体制の明確化

運営母体（経営主体）の明確化

新しい病院施設の増改築・建設計画、施設運営・経営計画の立案

臨床研修医（地域医療）の受入体制の構築・・・等々